

生産管理講座—生産性向上にむけた生産管理—

●研修のねらい

企業が継続して利益を確保するためには、お客様(お取引先様)に満足してもらうことが、重要な条件になります。本講座では、お客様(お取引先様)が満足するQCDを維持、提供していくために必要となる生産管理の考え方を講義と演習で学んでいただきます。

●開催概要

日時	平成28年12月8日(木)～9日(金)	受講料	10,000円(賛助会員は8,000円)支払・研修終了後に納入通知書を送付します。
対象	製造現場管理者・担当者	持参品	筆記用具、計算機
定員	20名程度	その他	全研修時間の3分の2以上の出席者に修了証書を交付します。服装は自由です。昼食の休憩を1時間とります。岩手県外企業も受講が可能です。
会場	岩手県工業技術センター(岩手県盛岡市北飯岡2-4-25)		

●カリキュラム

日時	ねらい	内容
12/8(木) 10:00	<ul style="list-style-type: none"> ●生産管理の必要性 ●生産日程計画立案の手順 ●生産統制における進捗管理の重要性 ●多品種少量生産における生産管理とリードタイム短縮について 	<ul style="list-style-type: none"> ■生産管理とは ■多品種少量生産の生産管理 ■生産計画立案から進捗管理のサンプル ■ものづくりの考え方と現場改善の進め方 ■演習/要素作業分析とラインバランス検証
12/9(金) 17:00		

●講師紹介 経営コンサルタント 齋 巖(さい いわお)

昭和 19年 東京生まれ。法政大学工学部卒。
 昭和 41年 関東自動車工業入社。生産情報、工数集計システム構築、原価管理、生産企画、購買業務に従事。
 平成 7年 経営企画部長に就任、TQM推進活動に尽力。
 平成 9年 東芝との合弁会社取締役、専務として外販ビジネス、目標管理システム構築など多岐にわたって活躍。
 平成 21年 いわて産業振興センターのコーディネーターに就任し、県内企業の改善意識の向上と啓蒙に努める。



お申込み・お問合せ

産業支援グループ 鈴木 電話：019-631-3823 / FAX：019-631-3830
 ホームページからお申し込みもできます▶URL：http://www.joho-iwate.or.jp/kenshu

お知らせ

ご利用下さい! 岩手県知財総合支援窓口

秘密厳守

相談無料

知的財産(=特許、実用新案、意匠、商標、著作権、ノウハウ・営業秘密など)のことなら岩手県知財総合支援窓口にお任せください!知的財産の「出願・登録」、「侵害対応」、「知的財産の管理」、「知的人材の育成」、「知的財産を活用した経営」など知的財産に関するすべての相談にワンストップで応じます。



知財専門家による無料相談会

知財専門家による定期窓口相談会及び各広域振興局管内での外部窓口相談会を行っています。

定期窓口相談会

会場 岩手県発明協会 (盛岡市北飯岡2-4-25 岩手県工業技術センター2階)

日時 毎週木曜日 午後1時から4時まで

無料相談申込み方法

相談を希望される方は、岩手県発明協会にお電話又はホームページをご覧ください。お申込み方法等をご案内します。岩手県知財総合支援窓口のホームページ (<http://www.iwate-hatsumei.org/chizai/>) にはお申込みのためのフォームも掲載しています。

○外部窓口相談会(28年11月から12月までの開設分)

※いずれの会場も相談時間は午後1時から4時までです。

広域名	相談会場	開設日	担当弁理士
県北	県久慈地区合同庁舎	12月14日(水)	富沢智成(富沢特許事務所)
県南	県南技術研究センター	11月16日(水)	菅原 修(菅原特許商標事務所)
	花巻商工会議所	12月21日(水)	船越巧子(船越知財事務所)
沿岸	釜石・大槌地域産業育成センター	11月22日(火)	村雨圭介(SANSUI国際特許事務所)
	大船渡商工会議所	12月14日(水)	村雨圭介(SANSUI国際特許事務所)

岩手県発明協会 TEL：019-634-0684 又は 全国共通ナビダイヤル TEL：0570-082100
 ご利用時間 9:00～17:15※12:00～13:00(休憩時間) 定休日 土・日、祝日、年末年始

岩手県知財総合支援窓口は、(独)工業所有権情報・研修館からの請負事業として、(一社)岩手県発明協会、(地独)岩手県工業技術センター、(公財)いわて産業振興センターが共同で運営しています。

厚生労働省/岩手労働局からのお知らせ

確認しましょう!

最低賃金

岩手県最低賃金が、平成28年10月5日(水)より
時間額695円から716円に改定されました。

適用対象労働者

全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む。)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

岩手県最低賃金と
岩手県特定(産業別)最低賃金

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定(産業別)最低賃金」があります。



最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時給の場合 時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ② 日給の場合 日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給・月給等の場合 賃金額を時間当たりの額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。
- ④ 計算例 岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、
年間所定労働日数255日、一日の労働時間8時間、月給115,600円とします。
改正された岩手県最低賃金は716円ですので、比較すると……

$$\frac{\text{月給115,600円}}{(\text{年間所定労働日数255日} \times \text{8時間} \div \text{12か月})} \div 680\text{円} < \text{岩手県最低賃金716円} \text{となります}$$

したがって、この場合は平成28年10月5日から発行する岩手県最低賃金716円を、満たしていないことになります。

詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室(TEL:019-604-3008)へお問い合わせください。

URL ▶

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

岩手労働局

検索

お知らせ

新職員紹介



センターに新たに勤務しているコーディネーターをご紹介します。



ものづくり振興グループ
次世代モビリティプロジェクト推進室サブコーディネーター 佐々木 優

次世代モビリティプロジェクト業務



産業支援グループ
窓口相談員 晴山 裕一郎

窓口相談業務



ものづくり振興グループ
取引支援チームコーディネーター 藤澤 久一

地域クラスター形成促進事業



ものづくり振興グループ
研究開発チーム研究開発支援員 小笠原 勇司

戦略的基盤技術高度化支援事業



お知らせ



ご案内



報告



調査報告



その他